

大和市告示第205号

大和市認可外保育施設運営支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年11月9日

大和市長 大木 哲

大和市認可外保育施設運営支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市認可外保育施設運営支援事業補助金交付要綱（平成25年大和市告示第211号）の一部を次のように改正する。

第1条中「神奈川県保育緊急確保事業費補助金交付要綱（平成26年4月1日施行）」を「神奈川県子どものための教育・保育給付費補助金（認可化移行運営費支援事業等）交付要綱（平成27年9月3日施行）」に改める。

第2条第6号中「県要綱別添9認可化計画施設運営費補助事業実施要領」を「県要綱別添1認可化移行運営費支援事業実施要領」に改める。

第3条中「県要綱別表待機児童解消加速化プラン関係事業、認可化計画保育施設運営費補助事業」を「県要綱別表認可化移行運営費支援事業」に改め、「A型の」を削る。

第4条に次の1項を加える。

- 2 補助金の交付を受けようとする補助対象施設は、補助金の申請を行うに当たり、消費税及び地方消費税を補助対象費用とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象費用に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

第7条の見出し中「報告」の次に「等」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 補助施設は、消費税及び地方消費税を補助対象費用とする場合にあつては、前項の書類を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を補助金額から減額して報告しなければならない。ただし、当該書類の提出時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 補助施設は、第1項の書類を提出した後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書により、速やかに市

長に対して報告しなければならない。この場合において、補助施設は、速やかに当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市認可外保育施設運営支援事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の大和市認可外保育施設運営支援事業補助金交付要綱に基づきなされた申請、決定、報告その他の手続は、新要綱に基づきなされたものとみなす。